

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年9月30日

【会社名】 日本社宅サービス株式会社

【英訳名】 Japan Corporate Housing Service Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 笹 晃弘

【本店の所在の場所】 東京都新宿区笹笥町35番地

【電話番号】 (03) 5229-8700 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 竹村 清紀

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年9月28日開催の第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年9月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
1株につき金34円（うち、普通配当28円、記念配当6円）  
総額145,893,558円
- ロ 効力発生日  
平成28年9月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社商号の英文表記を変更するため、現行定款第1条（商号）を変更する。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、笹 晃弘、石上 明子、竹村 清紀、高木 章、小山 長規、石上 敦司、市原 康太郎、長山 宏、青淵 正幸の9名を選任する。

#### 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額改定の件

株式報酬型ストックオプションによる、当社取締役の報酬等の額として、年額100百万円以内の総額は維持しつつ社外取締役分を年額10百万円以内に変更する。なお、第5号議案の承認可決により、同議案に基づき、当社取締役に対する譲渡制限付株式が付与される事業年度には、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションのうち、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないこととする。

#### 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとする。

#### 第6号議案 当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

#### 第7号議案 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	19,647	75	0	(注) 1	可決 99.6
第2号議案 定款一部変更の件	19,635	87	0	(注) 2	可決 99.6
第3号議案 取締役9名選任の件				(注) 3	
笹 晃弘	19,545	177	0		可決 99.1
石上 明子	19,565	157	0		可決 99.2
竹村 清紀	19,567	155	0		可決 99.2
高木 章	19,565	157	0		可決 99.2
小山 長規	19,039	683	0		可決 96.5
石上 敦司	19,538	184	0		可決 99.1
市原 康太郎	19,029	693	0		可決 96.5
長山 宏	19,482	240	0		可決 98.8
青淵 正幸	19,560	162	0		可決 99.2
第4号議案 取締役に対するス tockオプション報 酬額改定の件	19,504	218	0	(注) 1	可決 98.9
第5号議案 取締役に対する譲 渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	18,851	871	0	(注) 1	可決 95.6
第6号議案 当社会社の取締役 に対しストックオプ ションとして新株予 約権を発行する件	19,491	231	0	(注) 2	可決 98.8
第7号議案 当社及び当社会社 の従業員に対しス tockオプションと して新株予約権を発 行する件	19,004	718	0	(注) 2	可決 96.4

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上